

足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講しましょう！

平成21年6月1日より施行の改正労働安全衛生規則により、足場に係る構造や点検について規制が強化されています。

これに関しまして厚生労働省から、足場の組立て、解体又は変更時等の点検実施者については、「原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること」が示されています。また、作業主任者の選任と概ね5年ごとに事業者による足場の組立て等作業主任者の能力向上教育の実施が義務付けられています。

その後も、墜落災害等の減少がみられないことで、27年7月から足場からの墜落防止のための措置が強化され、労働安全衛生規則が改正されました。

当連合会では、「足場の組立て等作業主任者」の資格を有している方等を対象として「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を開催することとしましたので、受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。

なお、受講者には修了証を発行いたします。

<足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム>

	科目	範囲	時間
I	最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理	1 足場、部材等の特徴 2 部材等の選択と管理	1時間
II	足場の組立て等安全施工と保守管理	1 足場の強度計算の方法 2 組立て等の基本的事項と留意事項 3 組立て後の保守管理	4時間
III	災害事例及び関係法令	1 災害事例とその防止対策 2 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項	2時間

1 対象者：21年の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者」の資格を有している方及び「足場の組立て等作業主任者」資格修了者で概ね5年以上経過している方

2 受講料等

- ・<兵庫県下労働基準協会 会員> 受講料 ¥8,640-(税込)
- ・< 会 員 外 > 受講料 ¥9,720-(税込)
- 「足場の組立て等作業の安全」テキスト ¥1,540-(税込)

有機溶剤作業主任者能力向上教育を受講しましょう！

有機溶剤業務については、有機溶剤作業主任者の選任と概ね5年ごとに事業者による有機溶剤作業主任者の能力向上教育の実施が義務付けられています。(労働安全衛生法第19条の2)

また、平成26年11月1日から特定化学物質障害予防規則が改正され、クロロホルム等10種類の有機溶剤は、特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務付けられたが、事業主の義務として作業主任者に対し、このような最新の規則改正等の情報について能力向上教育を実施する必要があり、この義務を履行せず職業性疾病が発生した場合には、安全衛生配慮義務違反として損害賠償責任を負う恐れがある(労働契約法5条)ことから「有機溶剤作業主任者能力向上教育」を開催することとしましたので、受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。なお、受講者には修了証を発行いたします。

<有機溶剤作業主任者能力向上教育カリキュラム>

	科目	範囲	時間
I	作業環境管理	1 作業環境管理の進め方 2 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 3 局所排気装置等の設置及びその維持管理	2時間
II	作業管理	1 作業管理の進め方 2 労働衛生保護具	2時間
III	健康管理	1 有機溶剤中毒の症状 2 健康診断及び事後措置	1時間
IV	事例研究及び関係法令	1 作業標準等の作成 2 災害事例とその防止対策 3 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2時間

1 対象者：「有機溶剤作業主任者」の資格を有している方及び「有機溶剤作業主任者技能講習修了者」概ね5年以上を経過している方、機械設備、原材料及び作業方法に大幅な変更があった場合など

2 受講料等

- ・<兵庫県下労働基準協会 会員> 受講料 ¥8,640-(税込)
- ・< 会 員 外 > 受講料 ¥9,720-(税込)
- 「有機溶剤作業主任者の実務」テキスト ¥2,160-(税込)

問合せ先；兵庫労働局長登録教習機関 一般社団法人兵庫労働基準連合会 ☎078-231-6903

※上記各種講習の案内は、4月にホームページ、六甲展望に掲載します。いずれも、夏季ごろに開催予定です。